

令和 6 年 3 月 29 日

消 防 庁

「危険物保安技術協会の検査員資格に関する検討報告書」の公表

危険物保安技術協会の検査員としての業務を十分行える者が検査員として活躍することを可能とするため、「危険物保安技術協会の検査員資格に関する検討会」（座長：小林恭一東京理科大学教授）を開催しました。

この度、検討報告書がとりまとめられましたので、公表します。

1 検討の背景

危険物保安技術協会は市町村等からの委託を受けて屋外タンク貯蔵所に係る審査業務を行っています。この審査業務を行う検査員には、高度の技術的知識と経験が必要であるため、検査員が最低限備えているべき技術的知識と経験について、消防法及び危険物の規制に関する政令（以下「政令」という。）において、検査員の資格要件を定めているところです。しかしながら、大学の組織再編など社会情勢の変化に伴い、この資格要件が現状に即していない部分があるため、検査員を確保することが困難になってきています。

そこで、検査員の質を担保しつつ、今後も継続的に検査員を確保することが可能となるよう検討会を開催しました。

2 検討結果

政令第 41 条の 3 第 4 号に基づき、同条第 1 号から第 3 号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者を総務大臣認定することについて検討したところ、工学系の学科又は課程を修めて卒業した者、審査業務に資する資格を所有する者及び消防本部における危険物規制に関する審査業務等の実務経験を有する者については、審査業務に必要な学力や経験を一定程度満たしていると考えられることから、これらの者が審査業務に従事できるよう総務大臣認定に係る判断基準の整備を行うことが適当であるとされました。

[別添資料]

「危険物保安技術協会の検査員資格に関する検討報告書」の概要については、別紙のとおりです。報告書本文は消防庁ホームページに掲載します。

（該当ページの URL：https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-132.html）



<問合せ先>

消防庁危険物保安室 早川、若菜、田中
TEL 03-5253-7524（直通）

危険物保安技術協会の受託審査業務については、その業務の特性により一定の知識と経験を必要とし、消防法及び政令において検査員の資格要件(学力及び「石油タンク等の研究等」に従事した経験年数)を規定しているが、当該規定は制定当時から変更しておらず、条理的にあてはめると資格要件を満たす職員を探すことが困難になってきている。また、政令第41条の3第4号に基づく総務大臣認定については、考え方が整理されておらず、活用されてこなかったところ、今後も検査員を継続的に確保できるよう、以下の(1)～(3)の要素について総務大臣認定に係らしめる方向で検討を行った。

(1) 学科・課程

検討の背景

社会情勢の変化により工学部の改組・再編が進み、政令で定められている4学科の名称が使われないケースが増えてきている。

<指定4学科がそのまま残っている例>
九州大学工学部
・電気情報工学科
・材料工学科
・応用化学科
・化学工学科
・融合基礎工学科
・機械工学科
・航空宇宙工学科
・量子物理工学科
・船舶海洋工学科
・地球資源システム工学科
・土木工学科
・建築学科

<指定4学科の全ての名称がなくなった例>
大阪大学工学部
・応用自然科学科
・応用理工学科
・電子情報工学科
・環境・エネルギー工学科
・地球総合工学科

<1学科制を採用している例>
千葉大学工学部
・総合工学科

検討内容

<タンク審査業務の実施に必要なとなる知識>
タンク審査業務の実施に当たっては力学及びその活用に必要な数学的な知識(微積分及び線形代数)が最も必要となる基礎知識である。

<工学系教育の現状について>

【大学】線形代数学、微積分学、力学についてはおおむね9割以上の工学系学科・専攻において開講している。
【高専】高専機構のモデルコアカリキュラムにおいて、数学(微分、積分、行列ほか)、物理について到達目標を設定している。

対応方針

大学、高専における工学系の様々な学科・課程でタンク審査業務に必要な力学や数学の知識を習得できる講義が開講されていることを踏まえ、4学科以外の工学系の学科・課程を卒業した者について、履修内容を総合勘案して総務大臣認定できるようにすることとする。

(2) 保有資格

検討の背景

タンク審査に資する資格を有していたとしても、現行の資格要件では特に考慮されていない。

検討内容

- ・右の資格については、資格の取得要件(学力・経験要件)が、政令で定められている検査員の学力・経験要件を一定程度満たしている。
- ・ただし、検査員として従事するためには石油タンク類似の鋼構造物の構造等に関する知識も必要となる。

- (資格の例)
- ・一級建築士
 - ・技術士
 - ・非破壊検査技術者(レベル2、3)
 - ・溶接管理技術者
 - ・土木施工管理技士
 - ・危険物取扱者(甲種)
 - ・予防技術検定(危険物)合格者

対応方針

これらの資格を有し、石油タンク等の研究等に1～3年以上の実務の経験を有する者(年数は保有資格等に応じて総合的に判断)について、総務大臣認定できることとする。

(3) 実務経験

検討の背景

例えば、工学系の学科又は課程を卒業していない者が検査員として業務を行うためには、下記の石油タンク等の研究等に7年従事している必要があるが、消防本部での実務経験が十分であっても、現行の資格要件では特に考慮されていない。



検討内容

消防吏員の業務のうち危険物規制に係る審査業務、高圧ガスの規制に係る審査業務又は消防同意に4年以上従事した者は、危険物規制等に係る十分な実務経験を有し、危険物の性質、危険物施設、危険物関係法令等について知識を有することから、タンク審査業務において工学系大卒者と同程度の知見を有すると考えられる。

対応方針

危険物規制に係る審査業務等に4年以上従事していた者で、石油タンク等の研究等に3年以上の実務の経験を有する者について、総務大臣認定できることとする。